

（ 変更後 ）
～ 以上 省略 ～
<p>(利用登録)</p> <p>第3条 組合員は、生協の定めにしたがって利用登録を行うことで、前条に定める宅配事業のサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金及び手数料その他(以下、「代金等」といいます)の引落しに利用する銀行等金融機関の口座の登録が必要です。ただし、例外として生協が認めた場合に限り、<u>コンビニ専用払込票</u>による支払いに代えることができます。</p>
～ 以下 省略 ～
<p>(商品等のお届けができない場合)</p> <p>第9条</p>
～ 以下 省略 ～
<p>2 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則として<u>お届け明細票、電話、電子メール等の電磁的方法</u>によりお知らせするものとし、代金等の返金が発生する場合は、原則として代金からの減額により行います。</p>
～ 以下 省略 ～
<p>(利用代金・手数料等の支払方法)</p> <p>第14条 代金等の支払い方法は、原則、銀行等の口座からの引落し(<u>前月21日から当月20日までの代金について、翌月6日に口座から引落し</u>)とします。ただし、例外として生協が認めた場合に限り、<u>コンビニ専用払込票</u>での支払い(<u>前月21日から当月20日までの代金について、翌月6日までに払込</u>)に代えることができます。なお、銀行等の口座からの引落しの際に発生する振替手数料は生協負担ですが、<u>コンビニ専用払込票</u>による支払いの際に発生する払込手数料は原則組合員負担となります。</p> <p>2 利用者が一定期間(概ね1ヶ月程)口座振替の登録を未申請のままている時は、生協は、<u>コンビニ専用払込票での支払いに切り替えることができます</u>。</p> <p>3 前一项にかかわらず、第3条第4項第1号に基づいて利用登録を行った利用者については、生協との協議により、<u>1ヶ月分の代金等</u>を銀行等に設けた生協の口座に振り込む方法により支払うことができます。</p> <p>4 前一项にかかわらず、第5条3項の定めにより利用者に対して商品お届け前の支払い請求を行う場合、生協は生協指定口座への振込みを支払い方法として指定することができます。</p>
<p>(支払期日に支払いがなかった場合の対応)</p> <p>第15条 銀行等の口座からの引落しにより代金等を支払う場合、予定の日に引落しができなかったときは、<u>代金等の支払い期限を付したコンビニ専用払込票を生協から利用者あてに送付します。この場合の払込手数料は利用者負担となります。</u></p> <p>2 <u>口座振替の登録手続き中の方へも代金等の支払い期限を付したコンビニ専用払込票を生協から利用者あてに送付しますが、この場合の払込手数料は生協負担とします。また、支払い期限までに払込がなかった場合は、次回の引落日(翌々月6日)に翌月20日までの代金等を合算して再引落しを行います。</u></p> <p>3 <u>コンビニ専用払込票での払込により代金等をお支払いいただいている利用者について、予定の日に代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は翌月20日までの代金等を合算したコンビニ専用払込票を作成し、支払い期限を付して利用者へ再度送付します。利用者の意思でコンビニ専用払込票での支払いを選択されている場合、払込手数料は全て利用者負担となります。</u></p>
<p>(代金等の未払いへの対応)</p> <p>第16条 前条第2項による再引落しができなかった場合、<u>前条第1項または前条第3項による支払い期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合</u>、並びに第14条第4項に該当する利用者の商品お届け日までの支払い確認が取れなかった場合、生協は必要に応じて次の対応をさせていただきます。第3条第4項第1号に基づいて利用登録を行った利用者が、第14条第3項により生協との間で確認した支払期日までに代金等を支払わなかった場合も同様とします。</p>
～ 以下 省略 ～
<p>③ <u>支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での払込票を改めて送付します。</u></p> <p>④ 以後の対応に関して生協が負担した費用(<u>払込票代金、払込票郵送料、その他手数料</u>)については、別表に定める延滞手数料を申し受けます。</p> <p>⑤ 以後、支払いを行った場合でも過去の支払い遅延回数やその内容によっては長期間の利用制限や利用停止を行います。</p>
～ 以下 省略 ～
<p>(附則)</p> <p>1 本規則は、2020年2月25日に制定し、2020年3月1日より施行する。</p> <p>2. <u>(2020年4月20日改定) この改定は2020年6月1日から施行する。</u></p>

（ 変更前 ）
～ 以上 省略 ～
<p>(利用登録)</p> <p>第3条 組合員は、生協の定めにしたがって利用登録を行うことで、前条に定める宅配事業のサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金及び手数料その他(以下、「代金等」といいます)の引落しに利用する銀行等金融機関の口座の登録が必要です。ただし、例外として生協が認めた場合に限り、<u>現金</u>による支払いに代えることができます。</p>
～ 以下 省略 ～
<p>(商品等のお届けができない場合)</p> <p>第9条</p>
～ 以下 省略 ～
<p>2 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則として<u>毎回の商品お届け時に配布する「お知らせ」</u>によりお知らせするものとし、代金等の返金が発生する場合は、原則として代金からの減額により行います。</p>
～ 以下 省略 ～
<p>(利用代金・手数料等の支払方法)</p> <p>第14条 代金等の支払い方法は、原則、銀行等の口座からの引落し(<u>毎月20日前後の金曜日を締めとする請求期間の代金について、翌月6日に口座から引落し</u>)とします。ただし、例外として生協が認めた場合に限り、<u>現金</u>での支払いに代えることができます。なお、銀行等の口座からの引落しの際に発生する振替手数料は生協負担ですが、<u>その他の方法</u>による支払いの際に発生する払込手数料は原則組合員負担となります。</p> <p>2 利用者が一定期間(概ね1ヶ月程)口座振替の登録を未申請のままている時は、生協は、<u>現金での支払いとして対応します</u>。</p> <p>3 前一项にかかわらず、第3条第4項第1号に基づいて利用登録を行った利用者については、生協との協議により<u>代金等</u>を銀行等に設けた生協の口座に振り込む方法により支払うことができます。</p> <p>4 前一项にかかわらず、第5条3項の定めにより利用者に対して商品お届け前の支払い請求を行う場合、生協は生協指定口座への振込みを支払い方法として指定することができます。</p>
<p>(支払期日に支払いがなかった場合の対応)</p> <p>第15条 銀行等の口座からの引落しにより代金等を支払う場合、予定の日に引落しができなかったときは、<u>生協が定める期間内に現金または生協指定口座へ振り込む方法により支払うことができます。</u></p> <p>2 <u>生協が定める期間内に代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は翌月分までの代金等を合算した金額を次回の引落日(翌月6日)に再引落しを行います。</u></p>
<p>(代金等の未払いへの対応)</p> <p>第16条 前条第2項による再引落しができなかった場合、並びに第14条第4項に該当する利用者の商品お届け日までの支払い確認が取れなかった場合、生協は必要に応じて次の対応をさせていただきます。第3条第4項第1号に基づいて利用登録を行った利用者が、第14条第3項により生協との間で確認した支払期日までに代金等を支払わなかった場合も同様とします。</p>
～ 以下 省略 ～
<p>※③として コンビニエンス・ストア等での払込票の送付を追加し、以下を繰り下げる</p>
～ 以下 省略 ～
<p>(附則)</p> <p>1 本規則は、2020年2月25日に制定し、2020年3月1日より施行する。</p>